

第 8 回

岩手中部水道企業団議会定例会

会 議 録

平成 28 年 10 月 31 日 開 会

平成 28 年 10 月 31 日 閉 会

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

第8回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 平成28年10月31日 (月曜日) 午後3時27分

2 閉会 平成28年10月31日 (月曜日) 午後5時57分

3 議事日程

日時 平成28年10月31日 (月曜日) 午後3時28分開議

場所 花巻市交流会館交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告

第4 現金出納検査の報告

第5 一般質問

第6 報告第1号 平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について

第7 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告
について

第8 議案第8号 平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算
の認定について

第9 議案第9号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手
県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分につい
て

4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

5 出席議員 (12名)

1 番	松 田	昇君	2 番	高 橋	修君
3 番	菊 池	勝君	4 番	平 野	明 紀君
5 番	若 柳	良 明君	6 番	高 橋	勤君
7 番	伊 藤	源 康君	8 番	佐 藤	恵 子君
9 番	佐々木	純 子君	10 番	鷹 木	嘉 孝君
11 番	八重樫	善 勝君	12 番	武 田	勝君

6 欠席議員 (なし)

7 会議録署名議員

4番 平野明紀君

5番 若柳良明君

8 説明のため出席した者

企業長

高橋敏彦君

副企業長（代理）

亀澤健君

〃

藤原博視君

副企業長

及川義明君

監査委員

本田潔君

〃

戸來喜美雄君

局長

菊池明敏君

総務課長

佐藤三千代君

経営企画課長

高橋誠雄君

給配水課長

高橋卓也君

工務課長

及川賀生君

浄水課長

小田島敏之君

9 構成市町出席者

北上市生活環境部長

齋藤賢也君

花巻市市民生活部長

細川祥君

紫波町建設部長

藤滝学君

10 職務のため議場に出席した職員

書記
（総務課課長補佐兼総務係長）

久保田幸喜君

午後 3時27分 開会

○議長（武田 勝君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第8回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

午後 3時28分 開議

○議長（武田 勝君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

4番平野明紀議員、5番若柳良明議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（武田 勝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 業務報告

○議長（武田 勝君） 日程第3、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第8回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、業務報告を申し上げます。

初めに、8月30日に岩手県を直撃した台風10号による豪雨で尊い命を失われた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

この甚大な被害をもたらした台風10号における当企業団の派遣状況について申し上げます。

日本水道協会岩手県支部より応援要請があり、普代村へは8月31日から9月2日までの3日間、延べ14名による応急給水活動を、岩泉町へは9月1日から10月2日までの32日間、延べ116名による応急給水活動及び現地調査を行ったところであります。今後ともこのような災害時に対する応急体制の充実を図り、迅速に対応していく所存であります。

次に、9月7日の紫波町内における濁水発生についてであります。まずもって濁水により御不便をおかけした地区の方々に心からお詫びを申し上げます。

これは、紫波町片寄配水区の漏水調査に当たり、より詳細な漏水状況を把握するため地域を区切るバルブを操作したことにより配水管内の水の流速、流量が変わり、水道管内に付着しているさび、水あかが混入し濁水となったものであります。濁水が発生した地区は、紫波町日詰、志和及び赤石地区内の約2,800世帯であり、発生後、対象世帯へお詫びと濁水により排水した場合の水道料金減免について通知したところであります。

漏水調査等によるきめ細かい配水、流量の管理は、有収率向上と漏水による路面陥没等の障害防止のために必要な業務であると捉えており、今後は濁水等が発生しないよう事前の検討を慎重に行うとともに、影響が見込まれる地区の水道利用者へ事前に情報提供を行い、細心の注意を払って作業していく所存であります。

次に、本年度の水道広域化促進事業の進捗状況について申し上げます。

本事業は、当企業団の水道ビジョンに掲げる水道施設適正化事業により必要な施設を整備する統合関連事業と耐用年数を超過した水道施設を更新する経年施設更新事業の2事業から構成されております。

本年度は、4月に5億9,554万円の補助金内示を受け、順次工事を発注しているところであります。9月末現在では、統合関連事業は予定していた9事業全て発注済みでありますし、経年施設更新事業は同じく44事業のうち43事業を発注済みであり、残り1事業についても準備が整い次第発注を進めてまいります。

今後の工事施行に当たりましては工事の安全に万全を期し、年度内の完成を目指してまいります。

次に、平成28年度優良地方公営企業総務大臣表彰について申し上げます。

この賞は、経営の健全性が確保され、他の地方公共団体の模範となる取り組みを行っている地方公営企業を表彰するものであり、当企業団は2市1町の末端給水事業、用水供給事業の水平的、垂直的な統合により、人口減少社会に対応した施設のダウンサイジング、将来収支を踏まえた料金体系の見直し、料金改定を実施したことが高く評価されたものであります。去る7

月29日に東京都内で表彰式が行われたところであります。

以上を申し上げまして、業務報告とさせていただきます。

○議長（武田 勝君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第4 現金出納検査の報告

○議長（武田 勝君） 日程第4、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（久保田幸喜君） 現金出納検査の報告をいたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計平成28年3月分から平成28年8月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第5 一般質問

○議長（武田 勝君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 通告に従いまして、2項目について質問いたします。

項目の1つ目は、危機管理体制についてであります。

近年、大規模な地震や災害の発生、さらには水道管の経年に伴う漏水、破損事故が増加しており、この復旧対応とともに住民生活に欠かせない水道を確保するために、こうした危機に適切に対応していくことが重要になっています。

本年度は、5月に紫波町内で200ミリ配水管の漏水事故、8月の台風10号による岩泉町、普代村への応急給水応援派遣、9月の紫波町内での濁水事故など危機対応が発生し、危機管理の

あり方について課題が明らかになっているのではないかと思います。

そこで伺いますが、まず1点目は、危機管理マニュアルについてです。

ことし策定された岩手中部水道企業団の水道ビジョンでは、実施施策の9. 危機管理体制の強化の主要な取り組みとして、災害時広域バックアップ体制の整備、危機管理センターの整備、危機管理マニュアルの策定、災害時における情報の共有化が掲げられています。

企業団は発足から既に2年半を経過しており、危機管理については速やかに取り組むべき課題だと考えますが、危機管理マニュアルの策定に向けた考え方はどうなっているのでしょうか。

災害や事故が発生した場合には、24時間の住民生活に欠かせない水道の性格上、速やかな対応が重要です。

現在の中部水道では、浄水場などの施設管理についても夜間、休日は業者に委託されており、通常の勤務時間以外は職員は事務所に不在となる形です。当然、夜間、休日においても事故等の発生時には職員の出動が必要となり、災害発生時の職員への情報伝達手段を初め、職員の対応について明確になっているのでしょうか。

さらに、大規模災害においては長時間にわたる対応が必要になるわけですが、連続勤務や交代のあり方についてルール化されているのか。また、8月の台風被害による岩泉町への応急給水派遣では、派遣期間が1カ月に及ぶ対応となったわけですが、管外への職員派遣等についてルール化されているのかお伺いします。

2点目は、危機管理に対応する職員体制についてであります。

危機管理体制を確立していく上で最も重要な課題、ポイントとなるのは職員体制ではないかと考えます。大規模な災害であれば、送配水の早期復旧とともに応急給水への職員の対応が必要です。対応が長時間に及ぶ場合は交代要員も必要になってきます。そうした災害時に対応する体制は確立されているのでしょうか。

先日、行政視察を行った八戸圏域水道企業団においても、交代可能な職員体制が危機管理においては重要なポイントとされています。

災害をはじめ、緊急事態を想定した職員配置、体制を確立すべきと考えますが、いかがでしょうか。

今年度発生している漏水事故、台風被災地への応援派遣、大規模の濁水事故ではそれぞれのケースで重大な問題はなかったのか、課題をどう捉えているのかお伺いします。

3点目は、関係団体、構成市町との協力体制についてであります。

危機管理、応急対応において、水道事業者間はもとより関係団体との協力体制は欠かせない

ものとなっています。現状における日水協、水道工事業協同組合、料金業務受託者等、関係団体の協力体制はどうなっているのでしょうか。

水道事業は、住民生活に欠かせないものであり、災害発生時における構成市町との情報共有、連携は重要な課題です。体の不自由な方など、災害弱者への支援という面もありますし、構成市町には管内各地域の水道事業に精通した職員も存在しています。現状における構成市町との協力体制についてどうなっているのかお伺いします。

項目の2つ目は、直結給水の促進についてであります。

水道ビジョンでは、現状分析の水質監視体制において、安全・安心な水の供給を図るため、直結給水を促進するとしています。

現状、中部水道管内では2階あるいは3階を超える中高層建築物については貯水槽水道方式により給水が行われていますが、安全でおいしい水を直接飲める貯水槽設置やメンテナンスの費用が不要になるなどの効果が期待されることから、全国的に給水装置の技術の進歩とともに直結給水、直結増圧給水の普及が進められています。

中部水道においても今後直結給水、直結増圧給水を推進すべきではないかと考えますが、具体的な方策について、どうお考えかお伺いします。

県内では盛岡市で昨年度から中高層建築物の直結給水、直結増圧給水を認めています。最低保証水压など、実施に当たっては課題もあると思いますが、盛岡市の例を見ますと、給水が可能な条件を技術基準で明記し、可能な部分での給水を認めています。

中部水道においても可能なところから直結給水が行えるよう進めてはいかがと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 平野明紀議員の御質問にお答えいたします。

初めに危機管理マニュアルについてのお尋ねですが、当企業団では現在災害時等における職員の配備体制と配備基準、災害対策本部の設置等について定めております。地震、水質事故、施設事故、渇水などの各対策マニュアルにつきましては、統合前の各水道事業体のマニュアルを活用しており、今年度中にはその統合を図り、企業団としての各対策マニュアルとして整備することとなっております。

災害発生時の職員への情報伝達手段等、職員の対応につきましては、配備体制と配備基準において災害等の程度に応じ、自主参集や電話等による連絡参集する職員を定めております。職

員の対応につきましては、災害対策本部の設置等についての中で組織及び事務分掌を定めております。非常時における連続勤務や交代のあり方につきましては、具体的にルール化されていないことから、今後検討してまいります。

管外への災害派遣等につきましては、公益社団法人日本水道協会、同東北地方支部及び岩手県支部相互応援計画要綱により会員間相互に派遣協力するルールが整っております。

次に、危機管理に対応する職員体制についてのお尋ねであります。災害対策本部の設置等についての中で、局長を本部長とし各課長等で構成する災害対策本部を設置して、各課を総務班、広報班、給水班、工務班、浄水班に分担し、それぞれの事務分掌を定めております。

本年度発生した漏水事故等で重大な問題はなかったかとお尋ねであります。9月の濁水発生時におきましては、作業の影響調査、利用者への情報提供において重要な課題があったものと考えております。それらについては既に改善計画を策定し、次への予防対策としております。なお、平常時及び災害時の人員体制については、今後十分な検討が必要であると考えております。

次に、関係団体、構成市町との協力体制についてのお尋ねであります。日本水道協会では水道事業体相互の応援体制が整えられております。北上、花巻、紫波の各水道工事業協同組合とは災害や事故発生時における応急復旧工事等に関し応援をいただく協定を締結しております。料金業務受託者とも災害時緊急応援に関する協定を締結しており、要員の派遣をいただく体制になっております。

また、構成市町とは災害時等において相互に情報共有を図り、企業団だけでは十分な対応ができない場合は、応急給水及び広報について連携して対応することとしております。

その他につきましては、局長から答弁いたします。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 私からは直結給水についてお答えいたします。

直結給水の促進についてのお尋ねであります。現在、当企業団では直結給水は原則地上2階までとし、3階については協議することとしております。それ以上の高層建築物や水圧調整が必要な場合、また大量に水を必要とする場合などについては、貯水槽式の給水としております。また、給水装置に直結して増圧装置を設置することについては、配水管の流量、流速、水圧の変化など、これらが与える影響を見定めなければならないことから、現在認めておりません。直結増圧方式については、盛岡市が昨年5月から要件を満たす場合に限り可能としております。当企業団としては、配水管に与える影響を見通し、技術基準を整備するなど必要な要

件を研究した上で給水方式の見直しを進めてまいりたいと思います。

○議長（武田 勝君） 4 番平野明紀議員。

○4 番（平野明紀君） 再質問いたします。

まずは危機管理の部分についてですけれども、自主的なというか一定程度のルールは今整えているということでありましたけれども、危機管理マニュアル、今年度策定をしていくという説明をいただきました。

現段階で非常に危惧をされるというか、どうなるかなあとと思いますのが、そうした今の現状定められているルールについて、職員の皆さんへの周知といいますか、あるいは必要な研修といいますか、そういうことが行われているのかというあたり、ちょっと危惧といいますか、失礼に当たるかと思いますが、その辺をちょっとどういった周知の仕方というか、研修のあり方等があるのかというところをお願いしたい。

あとは、指揮命令系統、業務内容については一定程度定められているというふうなことでありますので、ちょっとこれは後で差し支えなければ資料を示していただける範囲でいただきたいというふうに思っておりますけれども、そうした内容についても適宜職員間での共有というようなことについては、ぜひ図っていただきたいというようなことで考えております。

災害に備えた職員の体制について、今後必要な見直しを行っていくと、検討を行っていくということでのお話でありました。

非常に今、統合企業団発足前の各 3 市町の構成水道企業職員の数と比較して、圧縮した形で企業団発足をして今 3 年目というふうなわけですがけれども、今のこの中部地域の給水人口、あるいは事業規模に対する職員数、言いかえれば職員 1 人当たりの給水人口、あるいは給水収益がどうなっているのかという部分になりますけれども、ほかの類似団体の水道事業所と比べて必ずしも多い数ではないだろうというふうに私は数字として見ているんですがけれども、今の現状、例えばこの間の災害時にも岩泉への応急給水の応援が行っている期間に紫波の濁水事故についても発生しているわけですので、そうしたことも重なってかなり濁水事故では現場の方々に大きな負担がかかったというようなことでお伺いをしております。ぜひ、そうしたところで当然余分に体制を構築する必要はないわけですが、先ほど八戸のお話もいたしましたが、長期間、長時間にわたる対応ということが必要な場合には交代要員が必要だというのは当然のことですので、そういったルール化というものを図っていくということですので、ぜひお願いをしたいと思いますし、実施、実行に向けて取り組みをしていただきたいというふうに考えるところです。

構成市町との協力関係についてでありますけれども、今、日水協の協定等に基づいて確立をされているというお話がありました。私も実は統合前の自治体、水道の現場にありましたけれども、大規模災害時によくありますのが、自治体水道であれば、他部署に異動した職員、前、水道を経験した職員が応援に入るということはよくあることで、よくといってもよくではないですけれども、あり得ることで、それだけ災害発生時には非常に人的な配置が必要になるというふうなことであります。なかなか全体的に各地域の水道事情に精通した職員というのは、今も各構成市町のほうにいらっしゃるというふうにもお聞きしています。そこは、いつもということでは当然ないわけですし、重大な事故の発生時にはそうした協力が得られるというふうなこと、これはぜひ確立をしていただきたいなというふうに考えているところであります。

あと、直結給水の部分について再質問をいたします。

現状、中高層の建築物については直結増圧給水については認めていないということで、今後検討をされるというふうなことであります。

ちなみに盛岡の例を挙げますと、盛岡はおおむね15階まで可能というふうになっているようですけれども、例えば配水管の水圧によって、その水圧のエリアであれば何階までとかいうふうな形で細かく技術基準が定められているようであります。

すぐすぐということでは難しいかもしれませんが、ぜひ前向きに検討を進めていただきたいということでお願いするところです。ぜひそのような形でお願いしたいと思います。

以上でお願いしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） まず危機管理の面でのマニュアル、それから現状での訓練の状況についてでございます。

まず、企業団の非常時の職員配備体制、配備基準、それから災害対策本部の設置等につきましては、職員間で共有されております。各対策マニュアル、いわゆる水質事故、個別の事故、あるいは施設事故のマニュアルにつきましては、今整備中でございますので、整備が終わった後、職員間で共有を図りたいというふうに思います。

それから訓練の状況でございますが、これまで統合した後、給水装置の現地での研修、それから給水車の操作について職員間で訓練を行っております。今後も訓練については充実させていきたいというふうに思っております。

それから直結給水についてでございますが、今後必要な要件、あるいは現状の配管の状況等を研究しながら認める区域、認める要件等について研究するという考えでございますので、現

状のところはまだ研究段階というところでございます。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 人員の面につきましてですが、今回の場合も見るように、岩泉へ行っている最中に赤水でほとんどの職員が徹夜でやる事態になったということで、人員の面につきましては、想定外の部分もちろんございますが、これからどれだけの大きな規模のものが来るかというのも、それは現実には予測し得ないものもあると思います。

現時点での人員体制というものについては、今後業務量調査を加えて、これで実際にその必要量を満たしているかという部分まで検討していきたいと思いますが、またそれも例えば足りないというふうになれば、財務シミュレーションにかかわってくる費用増大ということもありますので、そこら辺も調整しながら検討していきたいと思っておりますし、また大規模災害が起こりますと構成市町との協力体制、当然必要なものでございますから、今回の赤水の経験も踏まえまして、例えば大断水になった場合には給水拠点に応援をいただくとか、そういう部分についても細かく具体的に詰めていきたいと思っております。

○議長（武田 勝君） 以上で、4番平野明紀議員の質問を終結いたします。

次に、5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 5番若柳良明です。通告に従い質問しますので、答弁についてよろしくお願いいたします。

初めに、危機管理体制の強化についてであります。

水道ビジョンでは地震や土砂災害、水質事故等の大規模災害が発生した場合であっても応急給水及び応急復旧体制が確保できるよう、ハード面では危機管理センターの整備、ソフト面では危機管理マニュアルの策定、実施訓練、情報伝達手段の整備を進めると記載されております。

1点目、危機管理センター整備に係る具体の計画と課題についてお伺いいたします。

2点目、災害時等構成自治体との連携をどのようにするのかお伺いいたします。

次に、配水系統の再編・見直しによる送配水システム強化についてであります。

大興寺配水区及び大迫配水区を拡張する計画にしておりますが、具体的内容についてお伺いいたします。

次に、監視制御システムについてであります。

1点目、監視制御システムの現状と課題についてお伺いいたします。

2点目、監視制御システムの整備計画についてであります。

以上であります。詳細については再質問で行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 若柳良明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、危機管理体制の強化について申し上げます。

危機管理センターの整備に係る具体の計画と課題についてのお尋ねであります。これまでに危機管理の拠点施設を設ける場所につきましては、給水拠点のある藤沢配水池に隣接する場所とすることで説明しており、既に用地を取得しているところであります。

危機管理センターとして必要な機能は、給水拠点があり、集中監視システムが備わり、災害対策本部を設置できる場所であること。また、水質検査センター、非常用電源等が必要と認識しておりますが、詳細については今年度に策定する基本計画において明らかにしてまいります。

基本計画の策定に当たっては、基本方針、課題及び課題解決のための対応策、機能、事業費等について構成市町と合意形成を図りながら策定し、その後議会で説明する予定となっております。

次に、災害時等の自治体との連携についてのお尋ねであります。水道施設に甚大な被害が発生した場合、または発生するおそれがあり、地域住民の生活に多大な影響が生ずる場合、またはそのおそれがある場合には、企業団と構成市町が連携し、迅速かつ的確に対応するものとしております。具体的には、市町水道担当課に連絡するとともに相互に情報の共有を図り、企業団だけでは十分な対応ができない場合は、応急給水及び広報について連携して対応することとしております。花巻市の場合は、水道担当課である生活環境課を窓口、危機発生地域の総合支所にも協力をいただくことになっております。

次に、配水系統の再編・見直しによる送配水システムの強化について申し上げます。

大興寺配水区及び大迫配水区を拡張する計画についてのお尋ねであります。本年3月に策定した水道ビジョンにおいて、石鳥谷地域については水量、水質に課題のある新堀及び十日市水源を廃止し、その代替として岩手中部浄水場水系の大興寺配水区及び大迫中央浄水場水系の大迫配水区を拡張する計画であります。

事業内容といたしましては、大迫第1、第2配水池付近の配水管の増径工事、大迫配水区末端から石鳥谷地内にある戸塚森配水池への送水管新設工事、そして石鳥谷町内の配水管整備工事を計画しており、来年度から設計に取りかかり、広域関連の交付金を利用し、平成32年度までに工事を完了する予定であります。

次に、監視制御システムの現状と課題についてのお尋ねであります。当企業団では岩手中

部浄水場、北上川浄水場、高円万寺浄水場、古館浄水場の4つの浄水場を基幹浄水場と位置づけております。

この4浄水場は、職員または運転管理業務委託によりオペレーターが常駐し、ハード面では自動による浄水処理を行うとともに担当するエリアのポンプ場、配水池等の監視制御を行っております。その他のオペレーターが常駐しない中小の浄水場についてもほぼ自動化されており、非常時においては職員がその都度対応し、夜間及び休日は警備員から連絡を受けた職員が迅速に対応できる体制となっております。

課題としては、自動化整備されていない一部浄水場におきまして、降水時等水質が急変動した際に、現地浄水場で機器操作を行って対応しなければならない現状があるということであります。

次に、整備計画についてのお尋ねであります。自動化になっていない一部浄水場につきましては、水道ビジョンの施設再編事業と整合を図りながら順次自動化の整備を行うとともに携帯電話回線網による遠隔監視装置を整備することとしております。

なお、将来は危機管理センターにおいて集中管理することにより、災害等に迅速に対応できる体制を構築してまいります。

以上であります。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） それでは、再質問を行います。

既に藤沢配水池に隣接する場所、用地を取得しているということではあります。まずその内容について伺います。

所在地、地目、取得金額、取得面積、単価、あるいは契約の日付、登記完了はいつか等について基本的なことをお尋ねいたします。

○議長（武田 勝君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） 議員の質問にお答えいたします。

手元の資料で、すみません、わかる範囲で御説明いたします。

場所の敷地ですが、北上市藤沢15地割74の3、取得面積ですが8,789.36平米、宅地になります。購入単価でございますが、平米当たり1万7,100円となっております。購入価格になりますが、面積に購入単価を掛けますと1億5,029万8,056円で購入しております。登記日については、ただいま手元の資料がございませんので、後で説明いたします。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 取得金額を決める場合はどのような手法で適正価格としたのでしょうかということをお尋ねいたします。

それから、大変いろんな意味で不親切だと思われますけれども、例えば図面を提示してこの辺を買ったのだよとか、すごく私たちにわからなければならない基本的なことを説明不十分だと思いますけれども、その辺についてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） 取得単価を決定した根拠でございますが、花巻市中根子の昭典不動産鑑定事務所の不動産鑑定士の鑑定をいただいて取得金額を決定しております。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） これから基本計画を策定するとのことですが、用地を取得してから基本計画を策定するということは逆ではないかと思われます。危機管理センターの機能をどのようにするか、それによって建築の規模が決まってくると思うし、それが決まることに伴い必要面積も明らかになってくるのではないかと思います。

今回取得した用地は危機管理センターの規模を幾らと想定しているのか、あるいはそのほかにも建築計画があるのか、そういう面積なのかお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 危機管理センター構想がまとまる前に用地をどうかというようなお話でございました。

平成27年2月に、お話の繰り返しになりますけれども、当時計画がありました統合浄水場、藤沢配水池の隣でございますが、その場所というのは危機管理の拠点を設ける場所というふうなことで説明をしております。それは、水道マネジメントシステムの策定の際にもその趣旨は申し上げていたところでございます。

27年10月に結果的には統合浄水場の建設は中止になりましたが、その場所は危機管理センターの用地としても考えていると説明しておりまして、そのところの議会とのやりとりの中で、その用地というのは例えば給水車の駐車場であったり、あるいは水質検査センターであったり、備蓄倉庫、資材倉庫、それから公用車の駐車場など、それらを考えますと、当時統合浄水場で予定していた面積、そしてそれらを一定の余裕を持って整備するということを考えますと、その当時の予定した面積で購入したいというようなことで説明をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5 番若柳良明議員。

○5 番（若柳良明君） ちょっと不明確であったので再度聞きますが、危機管理センターの規模、面積はどれくらいと想定しているのですかということをお尋ねいたします。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 今説明にもございました統合浄水場用地として予定したところでしたが、統合浄水場というものは危機管理の拠点としても計画しておったものでございますし、また水質検査センターなんかも全部予定しておったところでございます。

規模的にはその部分と変わらず、統合浄水場の部分だけが計画からなくなったということでございます。想定している規模というのは、まだ基本計画をこれから策定する中で正確な規模というのは決めていくわけですが、その時点での想定はそれだけの用地は必要だろうという部分での危機管理センターへの用地転用ということでございました。

○議長（武田 勝君） 5 番若柳良明議員。

○5 番（若柳良明君） いずれ先ほども言いましたけれども、基本計画が先にあって、それに基づいて用地を確保していくというのが順序じゃないでしょうかということなんですが、それについてどう考えますか。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） その部分につきましては、危機管理センターというものを確定してからするのがやっぱり筋が通るものでございますが、統合浄水場の計画によって危機管理センターを併設しての用地として取得するという計画でまいったものですから、それを危機管理センターに転用するという説明をしておりますし、その部分につきましては必要面積と考えております。

○議長（武田 勝君） 5 番若柳良明議員。

○5 番（若柳良明君） 藤沢配水池の隣接地ですか、藤沢の15の74の3番ということですが、いづれ構成市町、北上市、花巻市、紫波町の中心ということでこの場所が事務所を設置するときに中心ということで大変いい場所だということで設置した経緯があるわけでありまして、そこから大分ずれているという部分、市民、町民に対して均等なサービス、あるいは事故があった場合とかそういう場合でもやはり偏りがあり過ぎるのではないかというふうに考えますけれども、そのことにどう考えるのか。あるいはそういう偏った位置に行くことによって何か補完する考えがあるのかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 確かに中心部からずれていると、地理的にはやはり現在のこの交流会館、それがやはりいいだろうということは我々も認識しているところなんですけれども、ただ危機管理という面からしますと、それはどうなのかなあとということで考えているところでございます。

これも繰り返しになりますが、3系統の浄水場から送水される藤沢配水池も耐震化されております。そこに給水拠点があると、それがやはり我々の水道事業としましては一番の大きな理由だと、危機管理上大きな最重要の要点だというふうに考えておりますので、やはりそこは危機管理の拠点だと藤沢を考えております。それで、場所的には今よりも南に移っていくわけですが、当然今のサービスというものを落とさないように、そこに一極というわけではないというふうに思っておりますので、例えば交流会館ならば交流会館というところにも何らかの拠点をとといいますか、営業所といいますか、そういったものを営業拠点といったものでしょうか、そういったものを置くことも当然考えなければいけない。いずれサービスを落とさないように体制を組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） いずれサービスを落とさないようにいろいろ考えていくということでございますので理解します。

2つ目として、交通に関する問題があると考えます。平成23年3月の東日本大震災の際は市道飯豊和田線、渋滞で通行できなかったとの声もあります。平成23年の交通量調査によれば、レンタルのニッケン前で乗用車、大型車、トラック、軽、しかもわかりやすくするために上りと下りの平均値で6,557台、これは1日ですね。平成24年では6,771台ということで3%の増となっております。その後パワーが営業を開始しておりますので、相当数増加していると考えられます。25年度以降は調査地点が変わりまして、中部病院の前となっております。平成25年が5,168台、平成26年が6,343台で23%の増となっております。一方、国道4号線のほうは調査地点が南部家敷前となっておりますが、平成23年が7,748台、平成27年には8,407台ということで9%の増となっております。今後、市道飯豊和田線の北側を整備する計画もあるようでありますけれども、さらに交通量が増えると予想されます。危機管理センターが立派に整備されても、災害等の場合、交通渋滞で機能が発揮できない懸念があると思いますが、その点はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 今計画している藤沢配水池の隣のところでございますが、藤沢配水池から給水して、現状でも西側から出ていっているのが現状でありまして、そこをちゃんと確保した上で主要道路のほうが渋滞した場合にはそちらから給水車が出ていくと。こういう形を考えておりますので、そこについては支障はないものと思っておりますし、また入り口の部分に信号をつけて右折レーンもつけるということも想定しなければいけないと思っておりますので、信号がある場合にはそこでクリアできるものと思っておりますが、大震災のように完全に停電になるといった場合には、別な方向からの給水車の出動が考えられると、こういうことを考えております。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 次に、財政問題でありますけれども、構成市町との財政協議はしっかり行われているのかどうかお尋ねをいたします。どの年度まで行われているのかお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） ことし3月に策定しました水道ビジョン、財政事業計画等を計画いたしました。その財源として出資金の計上をいたしております。収入として見込んでおるところでございます。その出資金の考え方としましては、当企業団としましては総務省が示す地方公営企業繰出金についての通達が毎年出てくるわけですが、その通達に沿って、その繰り出し基準というのが通常繰り出し基準というふうに称されているものですが、その繰り出し基準に沿って出資金を水道ビジョンに計上したところでございます。

今後の展開といたしましては、その出資金につきまして構成市町と28年度、今年度から協議をしている最中でございます。

まだ結論が出ておりませんが、構成市町と協議をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 財政問題は大事なことです。今協議が始まっているという部分というふうに理解をいたしました。

きょうの説明資料によれば、この経過からすれば、質問にどう答えたということが多くて、企業団として危機管理センターについてどうしていくのかという部分の主体的な説明はなかったように見受けられます。そして27年10月の全協では、取得面積の危機管理センター用地と考えていると説明している。そして10月には用地を買っているわけですが、もうほとんどこの時

点では決まっていることなわけですが、全協ではそういう今度買う予定だとかそういう説明もないわけでありましたが、その辺についてはどういう理由で、同じ10月に説明しているわけでありましたが、その辺では用地はまだ決まっていなかったということでしょうか、どういうことでしょうか。

○議長（武田 勝君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） 御質問にお答えします。

10月の全協のときにはまだ買っていなかったかという御質問ですが、その時点ではまだ購入はしてございませんでした。先ほど登記の日付ということでお話がありまして、ただいま資料が届きましたので御説明いたしますと、企業団への所有権が移転された日ですが、平成27年11月12日となっております。

以上です。

○議長（武田 勝君） 5 番若柳良明議員。

○5 番（若柳良明君） 続いて、監視制御システムの関連でありますけれども、いずれ中小のことににつきましてはまだまだ自動化されていない、そういう部分があるというわけでありまして、特に気になるのが大迫、東和は事業所があるわけでありまして、その関連であり方をどう考えているのかお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 大迫事業所も含め、今順次事業所を廃止して統合するという計画で進んでおるところでございまして、それは今までも御説明してきたとおりでございまして、その条件としましては遠隔監視装置がちゃんと整備できて、そこが整備された後に事業所を廃止するという計画で、昨年度は石鳥谷事業所をその対策ができましたものですから廃止したところでございます。

大迫事業所につきましては今整備中でございまして、a u の電波が届く部分については整備を終わっておりますが、ドコモの電波しか届かないところについては今現在整備中で、今年度をめどとしておりますが、ただその確認につきましては若干かかるものと今考えております。東和につきましては、a u の電話だけで全部整備を終わりましたので、予定に従いまして廃止の方向で考えておりますが、大迫についてはその体制が決まって後ということになるかと考えております。

○議長（武田 勝君） 以上で、5 番若柳良明議員の質問を終結いたします。

次に、10番鷹木嘉孝議員。

○10番（鷹木嘉孝君） 議長の許可を受けまして、本会議における一般質問を行いたいと思います。10番鷹木嘉孝でございます。

まず、質問事項は1点でございますが、9月7日に紫波町内で発生した水道水の濁り事故について質問したいというふうに思っております。

今回の事故は、最終的な被害戸数が2,800戸に上り、ライフラインの障害としては広い範囲に大きな影響が生じております。

この事故は、一種の人災であるというふうに我々は認識しておりますが、企業団のマニュアルをいただいて危機管理マニュアルを確認した中で、例えばの例で言いますと、この危機管理マニュアルの中にはいわゆる誤操作によって濁水が発生したという場合の対応については載っていないように見受けられます。ただ事故というような部分で捉えればそれが濁水の部分だということになるかもしれませんが、これらを踏まえた中で、例えば確認した中では、被害が発生した後、企業団と構成市町との関係を見ますと、今回のような場合は、1市町に限定された事故ですけれども非常に大きな影響が出ております。この場合は、企業団から情報連絡を紫波町に行くということになりますけれども、その後の応急給水、給水対応あるいは広報活動は企業団が対応するというふうに見受けられます。

つまり、2,800戸に上る大きな被害が生じましたけれども、構成市町である紫波町と企業団の連携がどうなっているのかというような部分は非常にこのマニュアルの中では不明確になっております。

このような実態もあって、紫波町の今回の事故を検証することによって再発防止に向けた前向きな議論を進めたいというふうに思っておりますので、よろしく回答をお願いしたいと思っております。

項目別に述べさせていただきます。

1つ、漏水調査作業日程を設定した経過を伺います。なぜならば、先ほど来の説明にありましたとおり、当日は大雨対応のところに給水車、あるいは人員が岩泉町に支援に出ていたという時期の中で、広範囲にわたる漏水調査をやる日程的な部分は、これが妥当であったかどうか。いわゆる何か発生した場合のリスク管理をどう考えているのかというような部分が非常に欠けていたような感じを持ちますので、この作業日程を設定した経緯を確認したいと思っております。

2点目です。利用者から赤水が発生したという連絡が来た後の企業団の対応について確認をします。

修復措置、被害範囲の特定、給水措置、広報活動、これらについてどの部署で対応して、指揮命令関係はどうなっているのかという部分も含めて確認させていただきます。

3 点目、濁水被害による水道料金等の減免について、先ほどからの説明の中で対応しておられるということが出ておりますけれども、約2,800戸という対象戸数になっておりますけれども、正確なものが捉えられているのであれば、その対象戸数、そしてその後減免措置の申請をされている戸数はどのくらいになっているか、そして減免見込み額がどのような対応になっているか、これを伺いたいというふうに思っております。

4 番目、これは構成市町の考え方、あるいは企業団の考え方で若干違うと思いますので、この質問が妥当かどうかは回答を伺ってからと思いますけれども、当初予算に入っていないこのような大きな事故で発生した減免見込み額というのはどういう経緯で集計処理するのか。いわゆる議会報告はこういう数字が出てこないだろうと思いますけれども、どのような内容でどのような経過措置として処理を進めるのかという経理処理を伺うということで4 番目でございます。

それから5 番目、この濁水復旧処理に大勢の職員の方が携わったというふうに思いますが、適切な交代要員の派遣等、過重労働にならなかったと思っております。これらの面における職員の派遣状況を伺いたいというふうに思います。なぜならば、紫波町内で確認していますけれども、目を真っ赤にして働いておられた職員の方々がいたというようなことが町民から話が伝わってきております。こういう部分で、非常に要員が少ない中で対応したと思えますけれども、企業団として適切な交代要員の派遣が行われていたかどうかということが非常に基本的な部分になっておりますので、5 番目として伺います。

6 番目でございます。先ほど説明の中で、再発防止に向けた検討経過について説明が多少ありました。これらの部分を踏まえた中で、次の件について検討をしていただきたいという部分でやっております。企業団内と構成団体、いわゆる紫波町、今回の場合は紫波町になりますけれども、情報の共有をどうするのかという部分になると思います。今回の場合は非常に情報の共有が少なかったというふうに思います。

2 番目として、構成団体と連携した被害者の方々への広報活動、ここの部分をどうやっていくかということが非常に大事なことになると思います。今回、情報共有がなされなかったということに伴って、広報活動においても企業団のほうになされていたと思えますけれども、2,800戸の被害の方々に対する情報が徹底されなかったということが大きな要因になっております。私も企業団のほうから連絡を受けまして、大体8 時ちょっと前でしたけれども、ナック

スのほうに確認してきました。2カ所確認しましたが、そこに集まっている方々の確認でもどこに行ったらいいかわからなかった。連絡が来なかった。隣の人に聞いたということが聞こえておりました。そういう部分で構成団体との連携が非常に大事になっているというふうに思いますので、この部分も確認したいというふうに思います。

なお、念のために申し上げますけれども、紫波町の9月会議において、ここの部分を予算決算委員会の中で、総括質問の中で確認し、紫波町としても町内で町民の方々が被害を受けたという場合は全て企業団に丸投げということじゃなく、連携してやらなければだめじゃないかというようなことは総括質問の中で質疑し、確認をし、町としてもこういう場合は連携する必要があるというようなことを確認した上で今回の質問になっているということを御理解願いたいというふうに思います。

以上、詳細な説明をしながら一般質問を進めたいと思いますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 鷹木嘉孝議員の御質問にお答えいたします。

初めに、漏水調査作業日程を設定した経過についてのお尋ねであります。漏水調査受託者から作業の週間予定が毎週提出され、係から課長まで回覧するとともに、企業団職員内でも作業日程を共有しております。

今回のようなバルブを閉める作業では、これまで大きなトラブルの発生がなかったことから対応がおくれてしまったものと反省しております。

次に、利用者からの赤水発生の連絡が来た後の企業団の対応についてのお尋ねであります。漏水調査に伴うバルブ操作が原因であったため、給配水課が主となり、まず現状把握と影響範囲の調査を行いました。その後、濁水箇所の排水作業を行うとともに給水タンクの準備を行いました。影響範囲が広範囲に及んだため、他課の職員の応援を得て応急給水や広報活動を行ったところであります。

今回の濁水は配水管内に付着しているさびや水あかに由来するものであることから、統合前の水質汚染対策マニュアルに基づき、排水操作で対応したものであります。

次に、濁水被害による水道料金等の減免について、その対象戸数と減免申請戸数、減免見込み額についてのお尋ねであります。濁水の影響があったと考えられる区域内的の戸数は2,800戸と把握しております。また、水道料金の確定日である10月13日現在の減免申請戸数は637戸で、減免金額は64万2,994円となっております。

なお、減免申請を行っていない方を対象に、10月19日付で減免申請の案内文書を再送付いたしました。これにより10月25日現在の申請戸数は333件増え合計970戸となっており、減免金額は約80万円と見込んでおります。

次に、減免見込み額の処理についてのお尋ねであります。濁水による水道料金の減免処理については、お客様が濁水を排水して通常よりも多く使用した水量を減免するものであり、改めて減免のための費用予算計上が発生するものではありません。

次に、交代要員の派遣等適切な職員配備体制がとられたかについてのお尋ねであります。濁水が発生した7日から翌日8日については、緊急事態のため多くの職員が徹夜作業になりましたが、翌日はおおむねの地域で濁水が解消されたと見られたため、夜には作業を終えております。

職員配備体制であります。応急給水作業については交代要員を配置しましたが、排水作業については交代が難しく、早期に解消するためにはやむを得なかったものと捉えております。

最後に、再発防止に向けた検討経過についてのお尋ねであります。検討の結果、作業の影響調査、利用者への情報提供面での重要な課題が明らかになったことから、それらにつきましては、影響調査の徹底、作業予定の周知、構成市町と連携した住民への情報伝達などを手順書に加え再発防止に努めることとしたところであります。

さらに、企業団内で活動状況、問題点、今後の対応策について職員から意見を募り、今回の経験を生かし、さらなる予防措置を講じてまいります。

企業団内及び構成団体との情報共有と構成団体と連携した広報活動についての御提言につきましては重く受けとめ、構成団体と具体的に検討してまいります。

以上であります。

○議長（武田 勝君） 10番鷹木嘉孝議員。

○10番（鷹木嘉孝君） それでは、若干の再質問をさせていただきます。

まず第1点であります。作業日程を設定した経過、今の回答の中では受託者から毎週作業日程を伺っているという内容、あるいはバルブ等では余り事故はないという内容だったと思いますが、ただ先ほど来説明しましたけれども、非常に広範囲にわたっている。紫波町においてですけれども、影響は大きいという中で、やったことがない3つのバルブを閉めるという、閉めることによって圧が増えるようなことが出てきてこういう結果になったと思うんですけれども、その想定、あるいは何かあった場合に人がいないと。結果的に給水車等がなくて大変なことになってしまったわけですが、そういうリスク管理が全体の中でなされていたか

どうかという部分が非常に手簿に見られるんですけども、今回の場合です。そういう部分がこれからも出てくれば大変だなという気がするんですよ。ですから、ここの部分が入り口の第1点として、企業団内で横の連携がなかなかとれていないんじゃないかという部分が、はたから見ると感じられますけれども、そういう部分、先ほどの企業長のお話の中でも、これからの検討をされるということではありましたけれども、そこが非常に大きなポイントじゃないかというふうに思っているんです。その部分を改めてもう一回確認したいというふうに思います。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 今回の件につきましては、作業内容から今までの経験上大きな影響を及ぼさないだろうという安易な想定で作業に移ってしまったということで、与える影響等のシミュレーション等を十分準備していなかったということに尽きるわけでございまして、今後につきましては、先ほど上げました内部での事前の準備を徹底させて、横の情報を共有しながら作業を行っていきたいというふうに思います。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 補足でございますが、今回の赤水発生もですが、職員にも作業中に感じた事柄を含め全部出させておりますので、そこら辺も踏まえまして職員間の横の連携を、非常にやっぱり今回おっしゃるとおり強く感じた部分でございますので、そこら辺、それぞれ情報共有がなされて、なおかつその地域は危ないよとか、そういう情報も全部上がってくるような体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（武田 勝君） 10番鷹木嘉孝議員。

○10番（鷹木嘉孝君） 根掘り葉掘り聞くわけでもありませんが、ここの入り口と、事故が発生したという後、要員が少ないからだとは思うんですけども、いわゆるバルブを閉めたけれども、もとの状態には戻さなかったという実態があるはずですよ。いわゆる3つのバルブを閉めたけれども、1つしか開けていない、戻していないと。2つのバルブはそのままです。普通に考えれば、事故が発生したと。まずもとの状態に戻そうというのが妥当じゃないかと思うんですけども、誰かがどこかで判断してそれをしなかったと。結果的に、今戻そうとしても、戻せばまた赤水が出る可能性があるだろうということだと思っております。

したがって、誰かが3つのバルブを閉めたものを、事故が発生したけれども1つしか戻さなかった。なぜその時点でもとの状態に戻すということをしなかったのかと。結果的にその連絡体制がどういう格好になって、企業団の担当部署に上がってきて、誰が判断してそうなったのか。あるいは現場が判断したものか、そこはよくわかりません。

ですけれども、そういう連携が、先ほど来漏れているんじゃないかということをしやべって
いましたけれども、要員が少ない中でこういうことが発生した場合に、最終的に誰が判断して
指示を出すのかというのが非常に大きな要因だと思っております。そこが危機管理マニュアル
でも、ちょっと私みたいな者にはなかなかその辺まで把握できなくて。したがって、その修
復作業の中での対応策、これがどういう経過でこうなって、1つしか開けられなかったかとい
うところを、改めて確認させてもらいたいということです。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） 今回3カ所のバルブを閉めたわけですが、結果的には1カ所だ
け開けたということで動いております。

その理由でございますが、3カ所閉めた夕方、一部で水圧が低下しているという連絡を受け
ました。そこで、事務所内で対応策を検討しまして、閉めたバルブを西側から1カ所ずつ開け
ましょうということで現場に職員を派遣しました。それで1カ所開けて、さらに残り2カ所開
ける予定でしたが、現地の状況からそこを開けるとさらに濁水が広がるおそれがあるという情
報を得まして、今回の作業は給配水課の業務でしたので、私の判断でその2カ所は開けずに途
中にある減圧弁を解放しようという判断をしたものでございます。

これ以上濁水が広がるのを抑えるため、まずは減圧弁を開けようという作業をした結果、水
圧低下は末端の高台でも0.2メガパスカル、いわゆる2キロまで回復しましたので、必要な最
低水圧は確保されたということでそこで作業を終えたものでございます。

○議長（武田 勝君） 本日の会議は議事の都合により、会議時間を延長いたします。

10番鷹木嘉孝議員。

○10番（鷹木嘉孝君） 判断はそうされたということでしょうけれども、1つは漏水調査で行
った3つの弁の操作法。したがって、それを事故があつて1つだけ対応して2つをそのままに
して、別な部分を動かしたということになると、当初の漏水調査の比較ができないはずなん
ですよ。単純に素人考えでやりますと。そういう中で、そうすると最初の漏水調査って何になる
のというふうになるわけなんです。ですから、まず最初に戻そうというところが大事じゃな
いかなと思って確認したんですけれども、それでも漏水調査の比較には対応できるんだとい
うような判断をされて指示なされたということでしょうけれども、何か非常にどたばたやったな
あという感じがします。

されど今のとおり漏水調査を比較するのであれば、当初に戻さなければ比較できないだろ
うと。それから現実的に1つだけやったことによって、ある地区では圧が下がっている、まだ下

がっているところが残っております。そうするとそのためにまたどこか操作しなきゃならないと。そうすると一等最初の目的がどこに行ってしまうんだというふうになってしまいます。いわゆる人がいない中であれでしょうけれども、判断が非常に、今になってみると、どうもそれで本当によかったのかなという疑問は残っております。したがって、そこら辺、それでも大丈夫だという報告があってやられたんでしょうけれども、いずれにしろ横の連携をきちっとやりながらこういう再発が起こるということは、もう起こしてもらいたくないし、起こってほしくないと思っていますけれども、先ほど来言っているのは横の連携をきちっとやらない限り何ともならないというときが出てくるだろうということになります。私が今言ったことは、後になってチェックすると、非常に最初の考え方と今の考え方と違うということになりますし、これからどうやるんだという部分で課題を残しているということがありますので、あえて質問させてもらいましたが、ここの部分につきまして言われていますとおり、企業団内のそれぞれの担当部署の横の連携をきちっとやって、判断される方が明確な判断をされるというようなことを対応してもらいたいということで閉じたいというふうに思います。

次の部分です。

今回の中で非常に大きな部分は、先ほど来言っている部分は、今被害範囲の特定を当初は2,400件余りだったんですけれども、追加で三百何件があり、最終的に2,800件になっております。いわゆる被害範囲の特定が定かじゃなかったということが言えるだろうと思います。それから給水についても人がいなかったから当初の大きな容量といえは申しわけありませんけれども、給水車が利用できなかったと、人が少なかったというようなことがあります。

それから広報活動についても、先ほど言いましたけれども、企業団の危機管理マニュアルを見ますと、1町に発生された、1つの地域に限定された場合は企業団が対応するとなっております。したがって、今回の場合はマニュアルに沿ってやったからいいんじゃないかということにはなるんでしょうけれども、実際2,800戸という紫波町の町民が被害を受けているという中では、当然広報活動は紫波町と連携してやらない限り末端まで届かないということになると思います。したがって、そこら辺が最後の提言のところにも書いておりますけれども、今回の部分を糧にしながら、いずれにしろ紫波町という特定で言わせてもらいますけれども、構成団体の町ときちっと連携をとってお互いにやれるものはやるということで情報開示をきちっとやった上で連携するということが大事だろうと思っておりますので、この部分について確認したいというふうに思います。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（高橋卓也君） まず今回の判断のことでございますが、最初は2,300程度というふうに見込んだわけでございますけれども、電話連絡等をいただいた部分を見ますと、一部減圧弁を通らない、直接水圧がかかっている部分からの苦情もありますので、その後2,800というふうなところで数字が変わっております。

それから、構成市町との協力体制についてでございますが、昨年構成市町と協議した中では、基本的には企業団と構成市町が連携して対応するというところでございますが、被害規模に応じて、これは例として、1つの市町で限定される場合は企業団で対応しますと。2つの市町にまたがる場合は構成市町の協力もお願いしますというふうなまとめ方をしておりますが、今回のように1つの市町においても多数の世帯が対象になる場合がありますので、今後市町と具体的な協議の中で構成市町と連携した体制で構築してまいりたいと思います。

○議長（武田 勝君） 10番鷹木嘉孝議員。

○10番（鷹木嘉孝君） その部分についてはもうこれ以上言いません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の確認ですけれども、減免申請の関係です。

2,800戸の中で当初637戸で、再度送付をお願いして送付していただいて970戸まで減免措置を講じるということになったのは大変ありがたいなというふうに思っておりますけれども、全体の中でまだ半分にもなっておりません。したがって、再三やるということは、これ以上大変なことだとは思いますが、企業団の広報等の中で触れてもらったりして、これで締め切るということじゃなく、出てきた場合は対応するというような格好でお願いしたいなという感じはしております。

この部分は970戸減免で終わりでないということをお願いしたいということを、あえて触れさせていたきたいと思ひます。これは回答は要りません。

それからもう1つ確認させていただきます。

職員の方々の御努力は非常に感謝しておりますし、先ほど説明があつたとおり、徹夜作業になって、一晩の徹夜だつたという回答でしたけれども、いずれ7日から10日というのが非常に人によっては大変だつたというふうに思っております。

念のため確認ですけれども、何か作業に携わつた方が事故を起こしたというお話が伝わってきておりますけれども、うわさなものですからよくわからない部分でありますけれども、もしそういうことがあつたとすれば、非常に紫波町の事故で御負担をかけた方がいるということになると思いますが、その辺はどうなのでしょう。単純なうわさであればそれにこした

ことはないんですけども、その点確認させていただきたいというふうに思います。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（佐藤三千代君） 御質問にお答えいたします。

排水作業に携わった職員でございますけれども、夜間作業をして、若干休養はしたと聞いておりますけれども、翌日工事の立ち会いがございまして、北上市内の現場に行ったと聞いております。その帰り道に交差点におきまして、事故を起こしたということでございます。

以上です。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 当日はほとんどの職員が徹夜作業ということでございまして、長い職員は次の日までどうしても現場で実際にバルブ操作をしている者は、そのバルブ操作を最後まで責任を持ってやらないと、どこまで動かしただというのがわからない場合がございます、そういうバルブ操作をする職員たちはさらにもかなり長時間労働になった部分は否めません。

その関連性が完全にあるかといいますと、こちらも定かではないんですが、その中でそういう事故があったというのは事実でございまして、こちらとしてもその作業をやっている時点では急に過重な労働になっているために再三にわたって車に気をつけること、それからそういう注意喚起を再三にわたって促したところでございますが、それでもそういう事実があったということについては、こちらの危機管理としても非常に考えていかなきゃいけないところだという部分で、交代要員の件もですが、今回は交代要員さえ全員対応したというようなケースでございまして、大災害になりますとこういう事態も当然想定されるということでしょうから、それに対して対策をきちっと立てながら、ただ一番の目的がその事態を早期に解消するというのはどうしても主眼になりますので、そこのバランスを図りながらそういう体制を構築してまいりたいと考えております。

○議長（武田 勝君） 10番鷹木嘉孝議員。

○10番（鷹木嘉孝君） 紫波町のほうの事故の関係で、関係ない北上、花巻市の方に細かい質問までさせて耳を傾けていただいて大変ありがとうございましたとなるんですけども、いずれそういうことは抜きにして、いつ何時起こるかわからないことになるという、特に災害とかいわゆる破損事故とかでなく、あくまでも単純なミスでできて2,800戸という大きな被害が出たことになっておりますので、最後に提案しておりますけれども、回答にもなっておりますが、改めてですけれども、いずれ企業団内の横の連携をきちとした上で、なおかつ何か出た場合は、紫波町なら紫波町のほうに情報提供を、情報公開をきちっとやった上で連携してやってい

ただくということを改めてお願いして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（武田 勝君） 以上で、10番鷹木嘉孝議員の質問を終結いたします。

**日程第6 報告第1号 平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書
について**

○議長（武田 勝君） 日程第6、報告第1号、平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました報告第1号、平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算繰越計算書について、提案の理由を申し上げます。

本計算書は、平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算第4条中の建設改良費の配水管整備事業のうち、二子地区配水管移設（築堤関連）工事に係る事業費2,300万円を地方公営企業法第26条第1項の規定により、平成28年度に繰り越しましたので、同条第3項の規定により報告するものであります。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

**日程第7 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足
比率の報告について**

○議長（武田 勝君） 日程第7、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、提案の理由を申し上げます。

これは、同法第22条第1項の規定に基づき、地方公営企業を経営する地方公共団体の長、いわゆる企業長は、前年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告するものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められる

ものでありますが、当企業団では資金不足額はないということを報告するものであります。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

日程第 8 議案第 8 号 平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（武田 勝君） 日程第 8、議案第 8 号、平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第 8 号、平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

1 ページの事業報告書でございますが、平成27年度は企業団としての新たなスタートから 2 年目を迎え、統合のメリットの追求及び水道広域化事業計画見直しによる課題の追求を行ったところでございます。

経営面におきましては、大迫、石鳥谷、東和の各事業所における水道料金収納業務を廃止したほか、施設管理の集中化を図るため石鳥谷事業所を閉鎖いたしました。

また、資金運用における取り組みの成果及び先進性が認められ、地方公共団体金融機構から地方公共団体ファイナンス賞及び 1 団体のみに与えられる J F M 理事長賞を受賞したところでございます。

事業面におきましては、平成26年から建設を進めていた古館浄水場が完成しまして、紫波町古館、日詰地区に供給を開始いたしました。

3 月には、今後の人口減に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、震災を踏まえた新たな危機管理体制の構築の必要性等、多くの課題に対応するため当企業団の基本理念や目標、取り組みの方向性及び施策を示した水道ビジョンを策定したところです。この水道ビジョンをもとに将来にわたって安全・安心な水道を実現するとともに、水道事業を通じて地域貢献を果たすことを目指していく所存でございます。

次に、業務の状況であります。給水戸数は 8 万 8,047 件、前年度に比較して 497 件、率にして 0.6% の増。給水人口につきましては 21 万 6,707 人で、前年度に比較して 1,012 人、率にして 0.5% の減となっております。給水区域内人口 22 万 3,863 人に対する給水普及率は、前年度と同じ 96.8% となっております。また、総配水量のうち、給水料金の対象となった水量の割合を示

す有収率は79.8%となり、前年度に比較して1.4ポイントの減となっております。

次に、建設改良工事の状況であります。原水及び浄水設備整備事業として古館水源系施設更新工事が終了し、古館浄水場の竣工を迎えたほか、配水及び給水施設整備事業として減圧弁設置工事、送水管電気防食装置設置工事等を施行しております。

また、水道広域化促進事業では、統合関連事業としてバイパス管布設工事等を、経年施設更新事業として老朽管及び老朽化した施設の更新工事を施行しております。

さらに、営業設備費として更新時期を迎えた水質検査機器の更新を行ったほか、業務に必要な整備を行っております。

次に、漏水対策の状況でございますが、通常行っている夜間流量監視のほか、路面音聴調査と流量測定調査を行い、161件の漏水箇所を発見し、その修繕に努めたところでございます。

次に、経営収支の状況であります。収益的収支は、当年度純利益が9億1,497万8,667円となりましたが、その主な要因は、統合に伴う退職手当負担金の移行による事業収益の増、それから前年度の特別損失が減となったものであります。

資本的収支は、収支差し引き不足額が24億1,853万670円となりましたが、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

3 ページ、(2)の議会議決事項は、議決、認定賜りました7件を記載しております。

(3)の行政官庁認可事項から(5)の料金その他供給条件の設定、変更に関する事項までは説明を省略いたします。

4 ページ、2の工事につきましては、7 ページまで1 件1,000万円以上の建設等の工事72件を記載しております。

以下、8 ページの3. 業務から11ページの4. 会計までに記載しております内容につきましては、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しています。

次に、決算報告書であります。14ページには収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1 款水道事業収益は、決算額が66億7,664万2,503円で、予算額65億5,113万円に対して、1 億2,551万2,503円の増となっております。

支出の第1 款水道事業費は、決算額55億7,392万9,235円で、予算額59億1,856万5,000円に対して、3 億4,463万5,765円の不用額となっております。詳細につきましては、26ページから32 ページに内容を記載しております。

16ページには資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款資本的収入は、決算額30億5,423万4,618円で、予算額32億9,886万4,000円に対して、2億4,462万9,382円の減となっております。

支出の第1款資本的支出は、決算額54億7,276万5,288円で、予算額57億7,847万5,000円に対し、繰越額2,300万円を除いて2億8,270万9,712円の不用額となっております。詳細につきましては、33ページから35ページに内容を記載しております。

次に、19ページの損益計算書であります。経常利益は4億83万3,356円となり、特別利益の5億1,414万5,311円と合わせまして9億1,497万8,667円の当年度純利益となったものであります。

次に、20ページの利益剰余金計算書であります。資本金、剰余金の当年度末残高をそれぞれ記載しております。

次に、剰余金処分計算書であります。当年度末処分利益剰余金9億1,497万8,667円全額を議会の議決による処分とし、そのうち経常利益及び固定資産売却利益相当額の4億4,340万8,542円を減債積立金へ積み立てる。その他特別利益相当額の4億7,157万125円を資本金へ組み入れることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるものであります。

22ページからは貸借対照表、25ページにはキャッシュ・フロー計算書、36ページ、37ページには固定資産明細書、38ページからは企業債明細書をそれぞれ記載しておりますが、これについては説明を省略させていただきます。

以上、平成27年度の決算の概要について御説明申し上げましたが、利益剰余金の処分の決定とあわせまして、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） 続きまして、平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は、第4. 審査の結果までとし、第5. 審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

○書記（総務課課長補佐兼総務係長）（久保田幸喜君） 平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査意見書。

第1. 審査の対象。

平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算。

第2. 審査の期日。

平成28年6月28日、8月3日、8月30日及び9月27日。

第3. 審査の方法。

審査に当たっては、次の点に重点を置き、総合的に審査した。

1. 事業の運営が当初の目的に対して計画どおり進んでいるか。
2. 審査に付された事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算付属書類（以下「決算書類等」という。）が証拠書類に基づき計数に誤りがなく、地方公営企業法等関係諸法令（以下「法令」という。）に準拠して調製されているか。
3. 事業が合理的かつ効率的に運営されているか。
4. 会計事務が適法な手続によって処理されているか。
5. 予算の執行は、適正に行われているか。

なお、審査は、諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

第4. 審査の結果。

1. 決算書類等は法令の規定に準拠して調製されているものと認めた。
2. 決算書類等に記載された金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認めた。
3. 事業の経営成績及び財務状況は、適正に表示されているものと認めた。
4. 予算執行についてはおおむね適正であり、運営についても公営企業の基本原則にのっとり、おおむね適正に執行されているものと認めた。

以上です。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 有収率が前年度比較で1.7%低下をしているという報告の内容になっていますけれども、その原因として何か分析されているところがありましたらお願いしたいと思いますし、また地域ごとの有収率についてわかりましたら、北上、花巻、紫波町というエリアでの数字がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） まず有収率が減少した原因は、一つにはまず漏水が多かったというのが1つと、大きな原因は平成26年度の事情がありまして、いわゆる統合の前後の関係がございまして、統合時にメーター検針を隔月検針から毎月検針に統一したわけですが、その集計の差異によってその有収水量の取り込みが26年度多かったということで、81.2%

ですか、26年度は。それが若干多く取り込みになったということで、27年度は79.8%ということで通常の有収水量の算入になったところございまして、平成26年度はちょっとイレギュラーな部分が有収水量の取り込みであったと。これは統合の初年度に当たってはやむを得ないというふうに理解をしております。

また、構成市町の有収率の別ですけれども、有収率79.8%なのですが、内訳としましては、北上市が87.5%、それから花巻市が76%、それから紫波町が71.5%というふうに分析をしております。

以上です。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 決算書の明細書の34ページ、37土地取得費1億5,029万8,056円の関係についてお尋ねをいたします。

構成市町では、議会の議決すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例があります。北上市、花巻市では予定価格が2,000万円以上、面積は5,000平方メートル以上、紫波町の場合は予定価格が700万円以上、面積は5,000平方メートル以上の場合は議会の議決に付さなければならぬとしているわけであります。

水道企業団はこの条例の趣旨を生かして購入前に議員に説明して、先ほど聞きましたけれども、どこその土地を、どのくらいの面積を、どれくらいで買うのだという、事前にお知らせするというような配慮はなかったわけでありますが、そういう関係はどう考えるかお尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） この危機管理センターの用地ですけれども、先ほど来申し上げていますように、統合浄水場の用地として平成27年度の当初予算にのっております。これは根拠的にはうちの企業団の設置条例の規定がございまして、やはり構成団体と同様に取得予定価格2,000万以上につきましては、用地ということで、帳簿のほうで予算計上して審議をもらっているところでございます。27年度の当初予算書にのっています。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） ちょっと今聞き漏らした点があるかもしれませんので再度お聞きしますが、27年度の当初予算でのせているということで、特別その購入について、例えば北上市、花巻市、構成自治体であれば、確実にこれを一つの議題として決議するわけでありますが、もちろん企業団にはその条例がないのだと思います。ですから必要ないかもしれませんが、構成

市町の条例がそのようになっておりますので、ぜひこの辺はその趣旨に基づいて、きっちりとこのぐらいの面積をこれぐらいで買うのだ、買う予定だとかというのは説明できないものかということですが、その考え方、我々は一応市民の代表であり、議会の代表として来ているわけですが、こういう点をきっちりと報告して理解を求めなければなりません。明快な答弁をお願いします。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 土地の取得に関しましては、通常の自治体と違いまして、公営企業法上は報告の義務は一応ないものとなっております、条例にも載っておらないところが現状でございます。

他の公営企業でも同じ扱いとはなっておりまして、その部分については議会報告ということにはなりませんが、当初予算等で出す場合に、きちんとした説明をしてそれにかえることと考えておりましたが、こういう大きな物件につきましては、例えば全協の場ですとかそういう場をおかりして説明することもこれから考えてまいりたいと思っています。

○議長（武田 勝君） 5 番若柳良明議員。

○5 番（若柳良明君） 当初予算できっちりと説明しているということですがけれども、当初予算では37土地取得費 2 億円、土沢配水池、赤沢浄水場等となっているわけでありますね。なぜ決算ではここが出てくるのか疑問だし、どうも符合しません。この考え方はどういうことから来ているんですか、お尋ねをいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 今、手元に当初予算書を持ってこさせますけれども、予算書の本文に財産の取得という条項がございまして、そこの中で、先ほど言いましたように、企業団の設置条例の規定に基づきまして、この取得の面積が該当になるものですから、浄水場用地というところで面積というところで条文が載っております。当初予算書第11条、重要な資産の取得及び処分というところで、取得する資産、土地、統合浄水場、北上市藤沢15地割云々ということで8,789.36平米ということで、第11条に予算書によって審議をいただいているというふうに思っております。よろしくお願いします。

○議長（武田 勝君） 5 番若柳良明議員。

○5 番（若柳良明君） 予算の支出のところの25ページなんですけれども、そこには土沢配水池、赤沢浄水場等となっているんですけれども、このこととの関係はこれが間違いの数字なのかどうなのかお尋ねいたします。こういう資料がありますよね、予算書の中に。25ページです

けれども、予算書の。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） この25ページといいますのは、予算書の明細説明書に当たります。予算事項別明細書、2億円。この中に統合浄水場の用地の取得費が含まれていると理解していただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） お答えいたします。

3ページに予算の第11条ということでこの統合浄水場用地の危機管理センターの用地も含むわけですが、それで議決事項として議決になってございます。そして、今議員がおっしゃっている25ページというのは、この費目の土地取得費の2億円はそういう水道広域化促進事業費全体の土地取得費の内容でございますので、その明細ですので、その中に議決事項の案件も含まれて、明細の中に含まれている、2億の中に含まれているということでございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） 少しわかってきましたけれども、そちらのほうできちっと記載しているんだけど、明細のほうにはその一番大きい1億5,000万のやつがここには記載されていなかったということですか。「等」だから入っているという意味ですか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） この25ページの土地取得費2億円の中にこの用地の取得費が含まれているということでございまして、説明欄の土沢配水池、赤沢浄水場等ということになっておりました、等の中に入っているということでございます。

3ページにおいて、第11条で議決したということなものですから、25ページで統合を外していったら、「等」の中に入っているということでございます。

○議長（武田 勝君） 5番若柳良明議員。

○5番（若柳良明君） その一番大きい2億円のうち1億5,000幾らのやつが結局「等」と入って、そこにということはずごくわかりにくい不親切な部分だったと思います。私も誤解するような部分。

それでは逆にお聞きしますが、土沢配水池と赤沢浄水場の面積、金額の積算値はどのくらいだったでしょうか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 予算でいいますと2億円、この中に土沢、赤沢、そして今言

った統合浄水場の用地というような、含まれている等の部分でございますが、その土沢、赤沢についての積算の根拠といたしますか、そういったものは予算でございますので、まだ協議が進んでいませんが、およそこのぐらいの額であればというような形で2億円を予算に計上したものでございます。

また、決算におきましては、土沢配水池、それから赤沢浄水場の用地につきましては、まだ未契約となっております。

○議長（武田 勝君） 5 番若柳良明議員。

○5 番（若柳良明君） 未契約ということでありますけれども、どのくらいの面積を折衝したという経緯があるのですかどうなんですか、お尋ねいたします。

○議長（武田 勝君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） すみません、ただいま御質問の土沢の用地でございますが、ただいま手元に資料がございませんので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

赤沢の用地につきましても、もう少しお時間をいただきたいと思います。書類をそろえさせていただきます。

○議長（武田 勝君） 休憩します。10分間。

午後 5 時36分 休憩

午後 5 時48分 再開

○議長（武田 勝君） では、再開いたします。

経営企画課長。

○経営企画課長（高橋誠雄君） 大変申しわけございません。再度御答弁したいと思います。

統合浄水場の用地につきましては、予算の議決事項でございますので、予算書の3ページの第11条重要な資産の取得及び処分にて議案として提出をいたしました。

一方、議員さんがおっしゃいますように、25ページの水道広域化促進事業費の土地取得費2億円、説明欄で土沢配水池、赤沢浄水場等と書いている土地取得費でございますが、私はこの予算の調製の考え方としまして、前段で議決の事項に統合浄水場という件名があったものですから、それを除いた形で説明欄で土沢配水池、赤沢浄水場等、等という中にそれを統合浄水場の分としては含ませて記載をしたということでございました。大変、予算の調製、そして第三者から見れば予算書の見方についてちょっと不親切だったというふうに考えておりますので、ここは額も大きいものですから、フルで全体の説明欄に載せればよかったと思っておりますので、陳謝申し上げます。

○議長（武田 勝君） 工務課長。

○工務課長（及川賀生君） 議員の御質問にお答えいたします。

土沢配水池の予定していた取得面積でございますが、1,516平米となっております。また、もう1件の赤沢浄水場の取得予定をしておりました面積でございますが、2,880平米を想定しておりました。

それぞれですが、統合浄水場も含めまして予算決定当時は単価がまだ未設定であったため、合計で2億円という金額を予算計上したものでございます。

以上です。

○議長（武田 勝君） 10番鷹木嘉孝議員。

○10番（鷹木嘉孝君） 先ほどの全協の中で御説明された内容で、全協の場ではなく本議会の中で提案したほうがいいと思ひまして、あえてここで御提案させていただきます。

危機管理センター設置についての説明もありました、議会としてぜひこういうことをお願いしたいということを改めて本議会で要望したいと思ひます。

この危機管理センター基本計画策定とその上段にある危機管理体制を構築するという部分については、これはセットで思っているんですよ。したがって、ここの両矢印が必ず入るはず。これがないと、この表だけでいうと、スムーズにすうっといってしまいますので、別物だというふうになります。したがって、危機管理センターの基本計画策定と並行して危機管理体制を構築するという作業を行っていただきたいと、これを議会のほうにも説明していただきたいということが第1点です。

第2点、この表だけでいきますと、基本計画策定も議会説明があります。大変申しわけありませんけれども、発注前の設計から大まかにできたときに、設計内容も議会にお願いしたいというふうに思ひます。豊洲とは言いませんけれども、そんなことはないと思ひますけれども、一応この2点をぜひ議会として当局のほうに要望していただきたいということをあえて提案させていただきます。

○議長（武田 勝君） 局長。

○局長（菊池明敏君） 御提案のとおりでございますので、その点についてもそのようにさせていただきますと思ひます。

○議長（武田 勝君） よろしいでしょうか。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成27年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第9 議案第9号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について

○議長（武田 勝君） 日程第9、議案第9号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（菊池明敏君） ただいま上程となりました議案第9号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分について、御説明申し上げます。

平成28年3月31日に岩手北部広域環境組合が解散したことに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させること及びこのことに伴う同組合規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、去る6月9日に専決処分したものであります。よろしく御審議の上、原案のとおり御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議に関する専決処分についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（武田 勝君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第8回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 5時57分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 武 田 勝

岩手中部水道企業団議会議員 平 野 明 紀

岩手中部水道企業団議会議員 若 柳 良 明

